

令和5年度 第2回 福岡県環境審議会 議事録

日時：令和6年1月17日（水）13時00分～

場所：吉塚合同庁舎 7階 特6会議室

（増田企画広報主幹）

令和5年度第2回福岡県環境審議会を開催させていただきます。

私は環境政策課企画広報主幹の増田と申します。本日は司会を務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

議事に入ります前に、環境部長の鐘ヶ江より御挨拶を申し上げます。

（鐘ヶ江部長）

福岡県環境部長の鐘ヶ江でございます。本日はお忙しい中、環境審議会に御出席を賜り、誠にありがとうございます。また、本県の環境行政の推進につきましては、平素から格別の御協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。本年もどうぞよろしくお願いいたします。

初めに、今年の三が日は、令和6年能登半島地震、地震対応に向かう途上の海上保安庁機と日航機の衝突事故、さらに北九州市小倉北区鳥町食堂街の大火災と心痛む事象が相次いで発生しました。お亡くなりになられた方々に、謹んでお悔やみ申し上げますとともに、被災された皆様に心よりお見舞いを申し上げます。今後、一刻も早い地震による行方不明者の発見と救助、地震と火災については、1日も早い復旧復興をお祈り申し上げます。

さて、環境問題に関わる動きといたしましては、昨年11月に国連気候変動枠組条約第28回締約国会議、通称COP28が、アラブ首長国連邦で開催をされました。COP28では、パリ協定の目標の達成に向けました世界全体の進捗状況を5年ごとに評価いたします、グローバルストックテイクが初めて完了しました。これを踏まえた決定文書には、1.5度削減目標達成のため2025年までに世界の温室効果ガス排出量を減少に転じさせる必要があること。2030年までに再生可能エネルギーの発電容量を3倍に、省エネ改善率を2倍にすること、排出削減対策が講じられていない石炭火力発電の段階的削減の加速などが盛り込まれました。本県といたしましては、福岡県地球温暖化対策実行計画の目標であります2030年度における温室効果ガス排出量2013年度比46%削減、2050年度の実質ゼロに向けまして、着実に施策を展開してまいります。

また、本県自らも脱炭素に向けた取組といたしまして、本年度から実施しております県有施設への太陽光発電設備の導入を加速させてまいります。

また、昨年4月の改正外来生物法の施行に伴いまして、本県では、生態系や人の生命・身体、農林水産業への被害を及ぼします特定外来生物の中から優先的に防除をしていく対象種として、アライグマを選定いたしました。現在、専門家の御意見を聞きながら、アライグマの防除実施計画の策定に取り組んでいるところでございます。また、明日18日からは、県内8会場におきまして、捕獲従事者を養成するアライグマ防除講習会を開催いたします。講習会の受講者は、市町村への登録により、狩猟免許を所持しなくても、箱罠を使った捕獲に従事できるようになります。県といたしましては今後とも、アライグマの防除に向けた取組を着実に進めてまいります。

本日の審議会は、諮問事項1件、部会決議報告3件及びその他報告1件でございます。いずれも本県の環境行政における重要事項でございます。皆様方の御審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

（増田企画広報主幹）

ここで、事務局から御報告申し上げます。本日は会長及び委員37名中19名（最終的に20名）の出席で、半数以上の御出席をいただいております。したがって、福岡県環境審議会条例第5

条第2項の規定により会議が成立しておりますことを御報告申し上げます。

本日、毛利委員、笠井委員、桑原委員につきましては、代理にて、九州経済産業局、資源エネルギー環境部環境・資源循環経済課長補佐 鉾屋様、九州地方整備局企画部広域計画課長 伊藤様、第七管区海上保安部環境防災課課長補佐 鮫島様に御出席いただいております。

それでは本日用います資料の確認をお願いいたします。お手元の配布資料及び事前に郵送でお送りしております資料につきましては、資料リストに示している通りでございます。資料2につきましては、一部修正がございましたので、お手元に配付しております修正版と書かれてあるものと差替えをお願いいたします。資料の不足がございましたら、挙手により、事務局までお知らせください。

会議につきましては、福岡県環境審議会条例第5条第1項により、会長が議長となることが規定されております。それに基づきまして、これからの議事につきましては、浅野会長に進行をお願いいたします。それではどうぞよろしく申し上げます。

(浅野会長)

はい。それでは皆さん、本日もお集まりいただきまして、ありがとうございます。座ったままで失礼します。

前回のこの審議会は8月に開かれておりますので、恒例によりまして、その後、我が国の環境政策について、どういう状況の変化があるかということをお話したいと思います。既に環境部長からCOP28についてお話がございました。少し付け足すとすれば、適応の問題についても今度のCOP28では、議論が展開されたようでありまして、この適応の施策が各国でどのように進行するか、しているかということについて、チェックをするための2年間の作業計画というものが決定されております。また更に、「公正な移行」ということを時々申し上げていますが、脱炭素社会に向かっていきますと、どうしても経済的に成り立たない業種などが生まれてくるわけですね。そういう業種で働いておられる方々への業種業態の変更などによる雇用の確保などの対策をしっかりとやらなければならないという課題をいうのですが、これについても作業計画が、国際的にも進められていまして、2026年までにその作業計画を、さらに充実させるといったようなことが論じられておりますので、国内でも、このような課題についてもしっかりと関心を持たなければならない、と思います。

それから、前回の審議会でも申し上げましたが、我が国の環境基本計画については、現在第五次の環境基本計画がもうそろそろ年度が終わるということになっておりますが、第六次の環境基本計画に切り替えるということで、その検討が既に始まっています。4月には中央環境審議会が、新しい計画について答申をし、これにもとづいて閣議決定をするというのが、現在のスケジュールになっておりますが、これまでと少し変わったと思われる点をもう1回申し上げますとですね、生活の質、あるいは幸せといったようなことをしっかりと位置付けなきゃいけないってことがいわれておまして、これまでも、「循環」「共生」、といった言葉が環境基本計画のキーワードとして第一次環境基本計画以来これまで、継続して使われてきました。このキーワードについて、科学的な裏付けのある「循環」の施策と、それから、ちゃんとした哲学的な思想を持った「共生」、共に生きるということについて、ただ単に人と環境が共生するべきという、そういう甘いものではなくて、もっとちゃんとした哲学的な背景がないといけないということがいわれるようになってきています。現在、第六次の計画については、骨子案が既に発表されておまして、どんな内容になるかということについても、ほぼ姿が見えてまいりましたが、福岡県が、先立って作っております環境基本計画は、新しい第六次の計画との関係で見た場合に、別に遜色があるというわけじゃないだろうと思いますので肅々と計画を進めていくということになるだろうと思いますが、とりわけ強調されておりますウェルビーイングというような概念を、しっかりと県の施策の中でも生かしていけないといけないということがいえると思います。

併せて、循環型社会形成推進の基本計画についても検討が進められていることは、前回の審議会の折に申し上げましたが、これについては、循環型社会を考える場合に、気候変動の問題との関

係、あるいは生物多様性との関係について、今まで以上にしっかり認識をしなきゃいけないということが強調されております。地域を活性化させる。あるいは、しっかり資源を循環させることはですね、産業基盤の強化に繋がる。つまり、どこかの国がこういうものはもうお前の国には売らんよっていわれたときに、しっかり資源の循環利用をすれば、それに代えることができますから、資源循環ということをしっかりやるということは、我が国の産業の基盤の強化ということにしっかり繋がっていくのだと。こういう認識が強く出てきています。ネットゼロというのはもう、要するに温室効果ガスは排出しません、こういう話なのですが、壊れかかっている生物多様性を元に戻すために、ネイチャーポジティブっていう考え方をしっかり立てなきゃいけないってことが、第六次の環境基本計画にいわれるわけですが、第五次の循環計画はこういうようなことが、循環の世界でもしっかりと位置付けられなきゃいけないということを強調するものになろうかと思われまます。

ところで、次の4月に、前回にも申し上げましたが、水道行政が厚生労働省から、国土交通省及び環境省に移管をされるということがございましたので、現在、環境省でも、移管された後の行政がうまくいくようにということで、これに関連する施策がいろいろと検討されておるところでございますし、その他、水質汚濁防止法の排水の排出基準の中に、以前から大腸菌の量が定められてきました。排水の中に大腸菌が入っているということは、人のふん尿みたいなものが混じっているってことの表れでありますから、大腸菌の数が問題だったのですが、大腸菌については1個1個数えるっていう技術がなかなかないものですから、塊で数えるってというようなやり方でこれまでやってきたわけでした。しかし技術が進歩してきて、菌をきちんと数えることができるようになりましたので、環境基準が既に大腸菌の数で基準を決めるというふうに、切り替わりました。それを受ける形で、排水基準についても、大腸菌の数で規制を行うということが新たに決まりまして、これが令和7年4月から実行されることとなります。

それから、廃家電、家電製品の廃棄に伴って、それをしっかり業者さんにリサイクルしてもらわなければいけないということがありますから、家電リサイクル法があることは御存知だと思いますが、この中に、最近増えてきました有機ELテレビを入れるということが決まりまして、これも4月から実行されるということになっています。

それから、これはちょっと1年遅れ、来年の1月1日からになりますけども、水銀による環境汚染防止法が国際条約の変更に伴って一部修正されまして、ちょっと見てびっくりしたのですが、写真フィルム印画紙、こういったものは水銀が使われているので、これが2025年1月1日からは廃止対象製品ということで決まります。その他真空ポンプのような物でも水銀が使われていますから、これも廃止対象ということに、新たになってくると、こんな動きがございます。

食品リサイクルについても、食品リサイクル法があることは御存知だと思いますが、この基本方針が見直されまして、焼却処分の実施率について、それぞれの分野ごとに目標を決めるわけなのですが、これが変わります。食品の製造業はですね、焼却処分をしていいのは、全生産量の扱っている物質量の5%に留めてくれと、かなり厳しくなります。それから卸売業も25%しか焼却処分が認められないよと。小売業の場合は40%、さらに外食産業の場合には50%、ここまでしか焼却処分をしないで、残りはちゃんとリサイクルしてくれと。こういうようなことが、新たな基本方針の中に入れられましたので、この辺のところも行政を進める上でしっかり考えなきゃいけないということになろうかと思えます。

このほか、現在検討されている課題についても御紹介いたしますと、排出された温室効果ガスを回収して、しっかり固定するということが必要であることは今盛んにいわれているわけですが、これを海底の下に埋めていく場合に、これによって出てくる環境上の問題を防ぐための対策を立てなきゃいけないわけです。我が国では、もう随分前に、法律を作っているのですが、その当時は、日本がやることはないかもしれないけど、外国が日本の近くに来て悪さされちゃ困るから、とにかく法律だけ作っておけというわけで、バタバタとかなり乱暴な法律を作ったのですが、いよいよ日本国内でもやらなきゃいけなくなりますので、もう一度見直して、しっかりと対策を立てなきゃいけないということになりまして、この法律の改正について検討が進められておりますし、それから、風力発電は、再生可能エネルギーの利用として、重要な役割を果たさなくてはならないのですが、

他方、環境上の問題もないわけではありませので、立地に先立っての環境アセスメントをしっかりとやっていただく必要があるわけです。そこで風力発電のアセスメントについて検討会でこれまでも検討してきたのですが、とりわけ洋上風力発電のアセスについて、これをどうすればいいか、法改正も含めた検討が今進められております。

併せて、再生可能エネルギーの発電設備が廃棄されたときに、そのリサイクルをしっかりと考えなくてはいけないということも、いよいよ、本格的に検討すべき時期になってきました。特に太陽光発電パネルは、廃棄されますと相当な廃棄物になりますので、これのリサイクルをちゃんとしてもらわなきゃいけないということで、法的な手当も含めた検討が始まっております。

それから廃プラスチックについては国際的にも大変重要な問題でありますので、条約を作ろうという動きが国際社会では出ておりまして、現在プラスチック条約についての検討がかなり進展してきているということも伺っております。

こんなところが、現在の状況でありまして、これから先もこういう国、あるいは国際社会の動きに併せてですね、県の環境行政をこれまで以上に考えないといけないことが多数あるということをごささんぜひ御認識いただきたいと思ひます。

それでは、今日は諮問事項として、例年この時期にやっております水質測定計画についてご審議いただきます。これは公共用水域の水質の測定を、県だけではなくて、県内では、市町村が行っておられる場合がございますし、あるいは国土交通省が直接河川について、水質汚濁の調査についてやっておりますことがございますので、こういった県内で行われております水質測定については、矛盾がないように、あるいは合理的にそれが進められるということで、県が全責任を持って、すべての測定については年間、1回しっかり計画を立てて、そこでグリップをするということになっております。このための計画を毎年当審議会で審議をすることになっておりますが、それについてただ今から、諮問を受けるということになりますので、事務局の説明をいただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

(吉川課長)

環境保全課長の吉川でございます。

私の方から諮問事項、令和6年度水質測定計画の策定について御説明をさせていただきたいと思ひます。座って説明させていただきます。

まずお手元の資料1を御覧いただきたいと思ひます。資料1枚めくっていただきますと諮問書がございます、もう1枚めくっていただきまして、資料の1ページ、下の方に1という数字がふつてあるところをお願いいたします。この水質測定計画の策定の目的でございますけれども、県を初め、国、国土交通省及び福岡市、北九州市などの市町村では、県民の健康を保護し、生活環境の保全を図るため、川や海、湖等の公共用水域と地下水の水質汚濁の状況を常時監視しているところでございます。これらの監視を統一的な視点から統合的、総合的に実施するため、県が水質汚濁防止法の規定に基づき計画を策定しているところでございます。この計画は、その年度において測定すべき項目、方法等を定める重要なものであることから、毎年、環境審議会でご審議いただき、専門的な見地からの答申をいただいた上で決定することとしております。

次に、本県の水質の現況でございます。公共用水域におきましては、人の健康の保護に関する項目について、毎年度ほぼ全ての地点で基準を達成しております。また、水質汚濁の代表的指標となりますBODがCODにつきましては、過去10年程度は、全体として概ね70～90%前後で推移しているところでございます。県といたしましては、引き続き工場事業場への立入検査や、下水道、浄化槽の整備促進等により、水質保全のための取組を継続してまいります。地下水におきましては、県内全域を対象に調査を行っておりまして、ほぼ毎年、環境基準を超過する井戸が見受けられます。基準超過の主な原因は自然由来によるものですが、県では、市町村等と協力しながら、原因究明や飲用指導等の対応を行っているところでございます。

次の2ページをお願いいたします。令和6年度計画の基本方針でございます。公共用水域調査におき

ましては、汚濁状況の経年変化を把握するため、従前のおり、原則として前年度と同じ測定地点、測定項目、測定頻度で調査を実施いたします。地下水調査におきましては、引き続き、県内の地下水質の状況を全体的に把握するため、概況調査を実施いたします。また、当該調査で汚染が判明し、継続調査が必要と判断された井戸につきましては、継続監視調査を実施いたします。

次に、4の、令和6年度水質測定計画案の概要でございます。実施期間は令和6年4月1日から1年間でございます。公共用水域の調査は、国、県、政令市、中核市、その他市町村等の計20機関で、合計404地点において測定を行うこととしております。測定項目につきましては、基本的に環境基準が設定されている項目としまして、必要に応じて要監視項目やその他の項目を測定することとしております。生活環境項目が13項目、健康項目が27項目、要監視項目が32項目、その他の項目として、電気伝導度等を測定いたします。

次に3ページを御覧ください。3ページの中程の③令和5年度計画との主な変更点について御説明いたします。当課において、長期間において生活環境項目BODの環境基準を超過している地点を整理しまして、今回、雷山川の加布羅橋の調査を行いました。その結果、加布羅橋は、感潮域であり、潮位の変動によって、下流にある下水道終末処理施設の排水の影響を受けていることが明らかとなりました。そこで、環境基準点の変更の必要性を検討することを目的に、上流にある吉原橋を令和6年度から3年間補助点として測定を行うこととしております。

次に(3)地下水調査についてです。地下水調査は国、県、政令市、中核市、その他市町の10機関で、合計196井戸において実施することとしております。4ページを御覧ください。②の測定項目につきましては、環境基準項目は28項目、要監視項目は6項目、その他の項目として、水素イオン濃度pH等を測定いたします。それから③の主な変更点といたしましては、令和5年度に実施した、概況調査において基準を超過しました地区から、2地点を継続監視調査に追加することとしております。なお、令和5年度に継続監視調査を実施した地区のうち、9地点においては、調査を終了いたします。また、県の概況調査において、これまでのローリング調査が、平成12年度から24年間で6巡し、県内の地下水の概況が把握できたことを踏まえ、ローリング調査の期間を4年から8年に見直すこととしております。

次に(4)測定結果の報告、公表についてです。例年同様、12月頃に県内の状況を公表する予定としております。

以上簡単ではございますが、令和6年度水質測定計画案の策定について御説明させていただきました。御審議のほど、よろしくお願いたします。

(浅野会長)

はい。それではただ今御説明をいただいたとおりでございますが、地下水について少しだけ補足をしておきますと、要するに地下水が汚れているかどうかというのを調べる場合には、井戸水を調べる以外ないわけですね。それで県下全体の地下水がどうなっているかを見るために、全部を調べ回ってことはほとんど不可能に近いですから、県内をいくつかのブロックに分けて、それを毎年ブロックごとに調べていって、各ブロックを一巡したら、もう一回また元に戻りましょうと、そういうやり方で調べているわけですね。ですから、数年かかると、県の全体の地下水の状況が分かるということになります。もしそうやったローリング、順繰りに調べて行ったときに、基準を超えるような数字が出てきた井戸があった場合には、これは困りますから、そこだけは今度は集中的に毎年必ず調べるということをやるわけですね。併せて何が原因かってことも、そこに追っかけるわけですが、何年か継続して調査をして、もう問題がないということが分かればもうそれ以上調べる必要がないということになりますから、それで継続的な調査は終わりということになる。概況調査とは、要するにピンポイントで問題がありそうな場所がないかどうかを確認するための調査、継続監視っていうのは、問題があると分かったからそこがどうなっているかということをしつかり調べる調査、こういうことになります。今回の調査の大きな変更点は、一通りそうやって、県全体の状況を調べる概況調査の作業が終わりました。そして、大体県の地下水の状況分かりましたから、今まで程頻繁に全体をやらなくてもいいんじゃないかということで、これからは概況調査に

これまでの倍の期間をかけてゆっくりやりましょうということが提案されています。それでいいかどうかについては、当審議会で、考えて、県に対してそれでよろしいか、いやこのままです。というようなことを言わないといけないということになろうかと思います。よろしゅうございましょうか。

何か御質問がございますでしょうか。はい伊藤さんどうぞ。

(伊藤代理)

九州地方整備局の伊藤です。冒頭の会長の御挨拶にもあった、御説明いただいた2ページのところで、大腸菌の話があったときに、大腸菌数と書いたのは塊がある数になった、というのが今回の令和6年度から変更になったということなのでしょうか。今まで大腸菌群数だったと思うのですが、そういった認識でよろしいのかの確認です。

(吉川課長)

対象項目が大腸菌群数から大腸菌になり、令和4年4月1日からスタートしております。これまで大腸菌は大腸菌群数ということで計算しておりました。

(浅野会長)

これ前の年からもう調査そのものは、前年度も大腸菌数で調査をしているのではしたね？

(吉川課長)

大腸菌数で評価しています。

(浅野会長)

さっき言いましたのは排水基準なんですね。環境基準そのものは前から変わってますので、こちらの調査は排水基準ではなくて、環境基準を前提にしてやりますので、前年度からこれについては、変更が既に行われているという理解でございます。よろしゅうございませうか。

(伊藤代理)

はい。分かりました。

(浅野会長)

他にございませんでしょうか。はいどうぞ。柳瀬委員。

(柳瀬委員)

柳瀬でございます。1ページの図なのですが、水質のBOD、CODのデータなんですけれども、ここ最近、平成28年度くらい少し達成率が下がってきている。何か、これに関して何か、感想でも、何か考えていることがあれば教えていただきたい。

(吉川課長)

この数年の傾向を見ますと、多少減少傾向、適合率が減少してきているという状況が見られるかと思えます。私どもの方でも色々原因を究明しているところではございますけれども、一つの要因としましては、雨量が特に少なくなっている地域があるということで、それは一つの要因かと思っておりますが、その他にも、色々要因が考えられるかと思っておりますので、その辺を少し今後調査検討をさせていただきたいというふうに考えております。

(浅野会長)

よろしいでしょうか。

(柳瀬委員)

はい。ありがとうございました。

(浅野会長)

他に何か御質問御意見がございますか。よろしゅうございましょうか。それではこの件についての取扱いでございますが、前からの委員はよく御存知だと思いますが、専門性が高いテーマでございますので、当審議会に設けております水質部会に、この審議をお願いしたいと思います。

審議会の規定によりまして、この本会議で、部会の決議を本会議の決議と同じように扱っていいという御同意をいただければ、水質部会で出されました結論を当審議会の結論ということにして、私の責任で知事に答申をするということにしたいと思いますが、従来どおりのこのやり方によろしゅうございましょうか。

(委員)

異議なし

(浅野会長)

それでは、ご異議が無いようでございますので、この件については水質部会に審議をお願いし、水質部会の決議をもって、当審議会の決議に代えさせていただくという扱いにさせていただきます。

どうもありがとうございました。

それでは、諮問を受けました案件は以上でございます。あとはですね、2つばかり、これまでの部会をお願いをして審議をいただいた事項に関する御報告がございますので、御報告を受けたいと思います。今日はいずれも部会長が御欠席でございますので、代理の委員に御報告をいただくこととなります。

まず、温泉法に基づいて行われる土地の掘削と動力設置の許可申請について、渡邊部会長がお休みでございますので、藤光委員に御説明をいただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

(藤光委員)

はい。温泉部会部会長代理の藤光でございます。本日渡邊温泉部会長が御欠席のため、部会長の指名に基づき温泉部会の審議の結果と、それに基づく答申について、御報告いたします。

資料につきましては本日お配りしておりました、資料2修正版を御覧ください。事前送付されており、資料の2との違いでございますが、昨年12月に答申がなされました部分が追加されており、合計で中身が4ページになっております。

なお個別の許可に関する審議内容につきましては、個人情報等を含みますので会議は非公開で行っております。そのため公開でありますこの場での御説明は、申請件数と審議の結果のみとしております。したがって、傍聴席の方々への配布資料につきましても、申請件数と審議の結果のみの記載に留めております。御了承ください。委員の皆様にお配りしております資料につきましても取扱いには御注意いただきますよう、よろしくお願いいたします。

それではお手元でございます資料の修正版、表紙をめくって1ページを御覧ください。

令和5年6月16日に諮問がなされ、会長から付託を受けました土地の掘削の許可申請1件、及び動力の装置の許可申請2点につきまして、同年6月29日に温泉部会を開催し、審議いたしました。

次に、その裏2ページを御覧ください。審議の結果でございます。許可に支障なしと決議いたしており、それに基づき同年8月23日に答申がなされております。

続きまして3ページです。令和5年10月18日に諮問がなされ、会長から付託を受けました、土地の掘削の許可申請1件、及び動力の装置の許可申請1件につきまして、同年10月26日に温泉部

会を開催し、審議いたしました。

次に、最後のページ、4ページを御覧ください。審議の結果、許可に支障なしと決議しており、それに基づき同年12月21日に答申がなされております。以上御報告いたします。

(浅野会長)

はい。どうもありがとうございました。ただ今の部会長代理の御説明につきまして、何か御質問ございますか。よろしゅうございましょうか。

それでは、これについては御報告を承ったということできたいと思います。

では、もう1件御報告がございます。これにつきましては、公園鳥獣部会からの御報告でございますが、英彦山の鳥獣保護区特別保護地区の指定についてでございます。本日、伊澤部会長御欠席でございますので、岩熊委員から代わって御説明いただきます。よろしくお願ひします。

(岩熊委員)

はい。部会長お休みのため、代理で岩熊から報告させていただきます。それでは、英彦山鳥獣保護区特別保護地区の指定について御報告いたします。資料3を御覧ください。

本件につきましては、1ページにありますように令和5年8月7日に開催されました福岡県環境審議会において、公園鳥獣部会に審議を付議されたものです。同年8月7日に公園鳥獣部会を開催し、審議を行いました。英彦山鳥獣保護区特別保護地区について、現行の指定期間が満了することから、再度10年間の指定を行いたいというものでございました。特別保護地区の概要は3ページ、位置図は5ページ、区域図につきましては6ページを御覧ください。審議の結果、2ページにありますように、英彦山鳥獣保護区特別保護地区の指定については、適当であると決議いたしまして、令和5年10月13日付で答申がなされております。以上です。

(浅野会長)

はい。どうもありがとうございました。それでは、この特別保護地区の指定について、新規ではなくて継続でございますが、従来どおり10年間特別保護地区とするということについて、公園鳥獣部会で御同意をいただきましたので、そのように知事に答申をしております。

何か、御質問、御発言ございますでしょうか。よろしゅうございますか。それでは、もう1件、五ヶ山についても、同じく御報告をいただきます。

(岩熊委員)

はい。続きまして、五ヶ山鳥獣保護区特別保護地区の指定につきまして御報告いたします。資料4を御覧ください。本件につきましても、1ページにありますように、令和5年8月7日に開催されました福岡県環境審議会において、公園鳥獣部会に審議を付議されたものです。同年8月7日に公園鳥獣部会を開催し、審議を行いました。五ヶ山鳥獣保護区特別保護地区についても、現行の指定期間が満了することから、再度10年間の指定を行いたいというものでございました。特別保護地区の概要は3ページ、位置図は4ページ、区域図につきましては5ページを御覧ください。審議の結果、2ページにありますように、五ヶ山鳥獣保護区特別保護地区の指定についても適当であると決議いたしまして、令和5年10月13日付で答申がなされております。以上、公園鳥獣部会からの報告を終わります。

(浅野会長)

はい、どうもありがとうございました。英彦山と違ひまして五ヶ山の方は割合に福岡市街地に近い場所なのですが、こんな場所にも鳥獣保護区特別保護地区が設けられているということはあまり知られてないのですけども、大事なことではないかと思ひます。

何か御報告につきまして御質問御意見ございますか。よろしゅうございましょうか。

はい。それでは特に御質問ないようでございますので、これも御報告を承ったということにさせ

ていただきます。どうもありがとうございました。

それでは次に、令和5年版の環境白書が出されましたので、これにつきまして、事務局から説明をいただきます。

(中垣課長)

環境政策課長をしております、中垣でございます。座って説明させていただきます。

それではお手元の資料5、その他の報告、令和5年版環境白書について御覧ください。資料1ページをお願いします。令和5年版環境白書の概要について御説明いたします。この報告書は、福岡県環境保全に関する条例に基づき、本県の環境の現状、施策を公表するものであります。

内容でございます。

まず、総説では、本県の環境の現状と取組のあらましを紹介するとともに、トピックスとして、県内の主な取組を紹介しております。この報告書は、令和4年3月に策定いたしました、第五次福岡県環境総合基本計画で設定いたしました7つの分野に沿った構成といたしまして、本県の主な取組について掲載するとともに、持続可能な開発目標 SDGs のゴールとの関連性を解説しております。県内の主な取組としましては、地域脱炭素化の推進、水素大規模拠点の構築など、脱炭素化関連の取組の他、プラスチック資源循環推進、ワンヘルスの推進などについて掲載しております。

次に、環境の現況と対策でございます。第5次福岡県環境総合基本計画で設定いたしました7つの分野ごとに環境の現況と各種施策を紹介しております。

①経済・社会のグリーン化については、エコ事業所やエコファミリーにおける、省エネルギー、省資源の取組の推進や、グリーンアジア国際戦略総合特区における環境配慮型製品の開発・生産拠点の構築などに取り組んでおります。

次のページ、資料2ページをお願いいたします。②持続可能な社会を実現するための地域づくり・人づくりについては、ウェブサイトやSNSを利用した環境情報の発信や、小学生向けの環境教育副読本の作成・配布などに取り組んでおります。

③脱炭素社会へ移行につきましては、福岡未来づくり住宅の普及促進等による住宅・建築物の省エネルギー対策の促進、また、県有施設への太陽光発電設備の導入や、県公用車への電動車導入などに取り組んでおります。

④循環型社会の推進につきましては、3R啓発等による廃棄物減量化の促進や、食品ロス削減、プラスチック資源循環の促進などに取り組んでおります。

⑤自然共生社会の推進については、英彦山、犬ヶ岳における生態系の回復と、絶滅危惧植物の保護や希少野生動植物に係る基礎調査の実施などに取り組んでおります。

⑥健康で快適に暮らせる生活環境の形成については、大気環境状況の把握、大気汚染物質高濃度予測情報の発信、注意喚起やアスベスト飛散防止対策に係る監視指導などに取り組んでおります。

最後に⑦国際環境協力の推進については、アジア諸地域の環境分野の行政官も対象とした国際環境人材育成研修や、ベトナムにおける福岡方式廃棄物処分場の整備及び普及啓発への支援などに取り組んでおります。

続きまして、資料3ページから4ページにかけては、第五次環境総合基本計画の、指標、進捗状況を記載しております。第五次環境総合基本計画の計画期間は令和4年度から8年度となっており、計画期間の初年度における指標の進捗状況となっております。指標は7つの分野で20の指標項目を設けており、進捗状況の数値は年度にばらつきはありますが、それぞれの項目の最新値を記載しております。評価につきましては、目標値を超えているものに○、計画策定時よりも後退したものに△を記載しております。20の指標に対し、○が4項目、△が4項目となっております。後退△になった項目は3ページの下から3番目の家庭（一世帯当たり）におけるエネルギー消費量、次に、4ページの上から2番目の産業廃棄物最終処分量、次に、上から5番目の平尾台自然観察センターの利用者数、最後に上から7番目の環境基準の達成率でございます。このうち、家庭一世帯当たりにおけるエネルギー消費量、それと平尾台自然観察センターの利用者数、これにつきましては、新型コロナウイルス感染拡大に伴う外出自粛の影響等によるものと考えております。ま

た、産業廃棄物最終処分量については、県内の大規模工事から発生した産業廃棄物が最終処分されたこと等によるものと考えております。最後に、環境基準の達成率について、水質に関しましては、降雨等の影響により毎年変動がありますので、今後とも監視を継続いたします。騒音につきましては、施設管理者に対してさらなる騒音低減対策を要請してまいります。引き続き指標達成に向けて取組を進めてまいります。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

(浅野会長)

はい。どうもありがとうございました。長く県の環境行政とのつき合いをしている者の立場から言いますと、本当にそのこの環境白書がですね、まずカラフルになりましたし、それから各自自治体の取組についても相当丁寧に報告が載るようになった。昔の環境白書に比べると随分、読みごたえがあるものだろうと思いますが、ただ初めて御覧なる方びっくりされたかもしれませんけれども。どこについてでも結構でございます。こんな機会しかございませんので、ぜひこの環境白書について、忌憚のない御意見御質問をいただければと思います。今日まだ残された時間が一時間くらいございますので、遠慮なくどんなことでも結構ですから、御発言いただければと思いますがいかがでございますでしょうか。はい。どうぞ。後藤委員。

(後藤委員)

後藤です。家庭におけるエネルギー消費量が計画策定時より後退したと、これはどういう理由が考えられるか教えてください。

(浅野会長)

はい。これは担当どこが担当になりますか。どうぞ。

(吉川課長)

先ほどこちよっと触れましたけれども、2020年にちょうど新型コロナウイルス感染症が発生しまして、その年から外出自粛ですとかホームワークをやりましょうとかいうことで、全国に呼び掛けまして、結構在宅での勤務が増えてきました。そういうことで、自宅での使用される電気の量ですとか、そういった消費エネルギーが増えてきたというのが一つと、併せて換気とかをやりましょうということで、より換気をすることになって、熱効率が悪くなってしまったところを併せて影響しているというふうに考えられます。

(浅野会長)

はい、よろしいですか。

(後藤委員)

はい。

(浅野会長)

どうぞ何についても結構です。ございませんでしょうか。岩熊委員どうぞ。

(岩熊委員)

はい。岩熊です。環境講座環境イベント数がすごく増えているように感じるのですが、その情報がエコファミなどで、いろんなイベント情報が沢山入ってくるようになっております。そのエコファミの登録を色んな所で増やすように、各市町村も頑張っているところでもありますし、何かそういった県のイベント、そういう環境講座っていうのを、もっと広くそのエコファミとか、ホームページもちろん、紙もなんですけど、なんかこう、色んな所に届くような、新しい素敵なもの

ができたらいいなって常に思っております。イベントに参加される方はアンテナを張っている方が多いのでその辺をうまいこと、色んな所に届くようなことを今後も続けて行ってほしいなと思います。

(浅野会長)

はい、ありがとうございました。これは、御感想、御要望ということだろうと思います。ちなみにこの開催数、どういう形で調べて、この数字をはじき出したのでしょうか。県主催のものだけではとてもこんな数字にならないと思いますので。

(中垣課長)

はい。各市町村にですね、色んな講座とか開催して皆でやっていますので、市町村への照会、また県の環境の事務所の方ですね、そういったところでの件数、こういったものを集計したところで、件数として挙げさせていただいております。

(浅野会長)

はい。ありがとうございます。各市町村の取組についても数字を御報告いただいたものが、みんなここに載っているということですね。そのように理解をしてください。

いかがでございましょうか。伊藤委員。

(伊藤委員)

はい。ちょっと二つほどお聞きしたいのですが、まず2ページの③の住宅の省エネルギー対策というところがあるのですけれども、普及促進等というこの普及促進が例えば技術の紹介なのか、何かイベントなのか、あるいは補助金を付与しているのかとか、具体的なことが、決まっているかっていうかあれば教えてください。

もう一つは先ほどの4ページの産業廃棄物が増えているというところなのですが、理由として大規模工事があったということなのですが、差支えなければどういったものかということとか、あるいは旦過市場の火災とかですね、あるいは水害の影響というのが、その中に入っているかどうかというのをお聞きしたいというのが2点目です。ただ産業廃棄物はこうやって書いてしまうと、なんか結構な量な感じしますが、全体の量に関しては、2%とか3%とかいうそういうような感じですので、そういう意味では数字を書いてしまうと何かこう増えている感じしますが、パーセンテージ的には誤差範囲じゃないかなという気がしています。よろしく願いいたします

(浅野会長)

はい。それでは前半についていかがでしょうか。

(吉川課長)

福岡未来づくり住宅の普及促進等の、等のところがございますけれども、福岡未来づくり住宅につきましては、モデル団地に ZEH 基準を超える断熱性能をもち、併せて PPA により太陽光発電を設置するというような住宅を実際に設置していただく予定にしております。そのモデルルームをみなさんに御覧いただいて、もしくは実際にお住まいになった方にどういった利点とか、良かったよと、そういったところを調査しまして、そういった結果を県民の皆様にも周知して、しばらくはどんどんアピールしていくことで、実際に、そういった ZEH の家ですとか、太陽光発電を付けるものについてぜひやって欲しいというような、普及啓発を中心にやって行こうと考えております。後は、実際に太陽光発電とか、付けられるところについては、今のところ県の方から直接補助とかは実施しておりませんが、各市町村さんによっては、補助を出されているというような状況もございますので、それぞれの補助の状況ですとか、そういったのはホームページ上でお知らせするという状況です。

(浅野会長)

はい。廃棄物はいかがでしょうか。

(田口課長技術補佐)

廃棄物対策課でございます。産業廃棄物の最終処分量について御質問いただいたところでございます。こちらの方、先ほど、環境政策課長の方から説明がありまして、造成工事による影響という話でございます。具体的に申し上げますと会社名まで出すのはちょっと差し控えますけれども、北九州市内にごございます非常に歴史ある大変大きな工場の中で、また、非常に大きいプラントが作られるということで造成が行われたということでございます。その際、非常に古い工場でございますので、掘削した造成地の中にスラグ等が入っていたというふうに向っておりまして、そちらの方が最終処分されたという影響でこれだけ量が増えていると。具体的には、数字も細かいことまでは言いませんが、数万トンという量が1社だけで寄与しているというところでございますので、その影響が非常に大きかったのかなというふうに考えております。

あと水害や火災というお話もありましたけれども、災害について発生した廃棄物につきましては一般廃棄物として処理されておりますので、この集計の中には災害の分は、例えば水害でありますとか、火災分は入っていないということでございます。以上でございます。

(浅野会長)

よろしゅうございますか。はい。ありがとうございます。それではどうぞ他にも。渡辺委員どうぞ。

(渡辺委員)

水質に関して2点お伺いしたいことがあって1点目はPFAS。PFOS、PFOA、これは発癌性の物質で、全国的に非常に高濃度で、という問題があります。福岡県で調査されて、何か該当する事項が出てきているかということが1点目。

もう一つが、栄養塩についてなんです、生活環境項目例えば有明海であれば、完全に満足している、100%ということなのですが、有明海でのり漁業において色落ちとか、発生している例として、栄養塩不足ということが結構指摘されています。この件に関して、この環境生活の項目、満足度と栄養塩のこの出方っていうのは、どのように把握されているか、お分かりになったら教えてください。

(浅野会長)

はい。いかがでしょうか。後の方は、かなりややこしい話かもしれません。

(吉川課長)

まずPFOSとPFOAの関係なのですけれども、一応県内の環境基準点において、過去に2年間かけて調査をいたしました。環境基準点で検出、基準を超えて検出された、暫定指針の基準を超えて検出というような場所はありませんでした。ただし、環境省の方での公表したデータの中で築上町の方で1か所PFOSとPFOAが基準を超えていたということがございました。それについては、一応原因等を今色々検討しているところではございますけれども、近くの使用事業者に少し原因があるのではないかという風に考えられておりまして、そこについては排水のモニタリング、河川のモニタリングを継続しているという状況でございます。

あと、次の有明海の栄養塩類の不足等のお話ですけれども、これにつきましてはちょっとまだ、有明海の方で栄養塩類が不足しているので、具体的にはどうしようというような話まではできていないのですけれども、委員御指摘のように、やはり海苔の生産とか、そういったところに影響があるというような認識はありますので、そこで具体的に下水処理場の方で季別運転とかを大牟田の方

ではやられたりしている部分はございますけれども、具体的に県の方からどういうふうにといいところまでの話はできていないというのが状況でございます。

(浅野会長)

よろしいですか。渡辺委員。どうぞ。御質問がございましたら。はいどうぞ。河邊委員。

(河邊委員)

河邊でございます。4ページが一番上ですね。一般廃棄物回収処分量が減少しているということ、とても良いことだと思うのですが、令和2年度、令和4年度と比較して、令和4年度は、先程のコロナ期間だったと思うのですが、在宅の人が多いい関わらず減っているのはどういうところにその理由があるのかっていうのをお聞きしたいのが一つと、石川県の震災で大量の廃棄物処分を他県に依頼する動きが今後出てくるんじゃないかと思うのですが、その辺について予定があるのでしたらお聞かせください。

(浅野会長)

はい。2点ございました。廃棄物いかがでしょうか。

(田口課長技術補佐)

廃棄物対策課でございます。一つ目の御質問でございます。コロナ等の影響があったにもかかわらず最終処分量が減少したということにつきましてはちょっと申し訳ございませんけど、その辺の結果の解析等とかまでは、至っていないところでございます。市町村さんにおかれてもいろいろ啓発やごみの減量等に努められるような施策を行われているということで、そういう施策の成果が見られているのではないかと推測しているところでございます。具体的などはちょっと分かりかねるところでございます。

後段の石川の震災についてでございますけども、本県におきましても過去例えば九州の中での地震や水害において災害廃棄物を受け入れたことがございます。今回の石川の震災につきまして具体的な動きが我々の県の方にあるということはありませんけれども、もし、石川県近県とかで処理ができずに例えば本県の方に、広域的な処理というお話があれば、県が窓口になった上で、県内の市町村さんとの調整を図りながら受け入れていくことになろうかと思えます。現時点で具体的な動きがあるという状況ではないということでございます。

(浅野会長)

はい。よろしゅうございませうか。他にございませんでしょうか。はい。伊藤委員どうぞ。

(伊藤委員)

環境白書の21ページの9の海岸漂着物等対策というところなんですけども、実は先日ですね北九州の技術士会で、この海岸漂着物、プラスチックごみの話題で議論していたのですが、海岸に浮遊しているごみ、その法律的なその位置付けが明確でないとかですね。もう一つはこの海岸漂着物が、多分、一般廃棄物なんですけども、法律には明確に規定されてないとかですね。あるいはいわゆる、誰が責任もってこれの処理をするのかっていうようなところが、県としてどういうふうを考えているのかっていうのを伺いできればと思います。

それと、もう一つは漁師の人が来ていて、海洋に浮遊しているごみの多くは漁師が出している。かつ、それがプロペラなんか引かかって止まってしまうと1回の修理代がうん十万とか、下手したら何百万かかる。その漁師が日本人だったら、漁師が迷惑かけて、漁師が加害者と被害者の関係になる感じになるし、海外だったらまた話は別だとか、いわゆる法的にはすごく曖昧で誰がどうやってするかというのがもともとハッキリしないんじゃないかという話があったのですが、その辺について何か県としての見解ですね、漂着したものをきれいにしたいということなのですか

ども、一歩先を踏み込んだ時に、県はもし見解があれば教えて欲しいなというふうに思います。

(浅野会長)

はい。ちょっと難しい質問ではあるかと思いますが、これまだ何か検討しているかということですから、これから検討しますって言うのならそれで結構でございますので。

(田口課長技術補佐)

廃棄物対策課でございます。おっしゃるとおり海岸に漂着しているごみにつきましては海岸の管理者に処理責任があるということで、実際は海岸の管理者でありましたり、市町村が回収して、一般廃棄物として処理されているというのが実情でございますけども、おっしゃるとおり浮遊している状態のゴミについての責任云々というところにつきましてはちょっと私どもも今現在、具体的に検討しているとか、何らかの方向性で答えを持ち合わせているという状況ではちょっと無いというのが実情かというふうに思っているところでございます。

(浅野会長)

はい。本当にこれは、もう10年ぐらい議論を続けていますけども、なかなか難しいですね。特に矛盾、様々感じるわけですね。漁師の方が自分たちの業の面から見ても困るので、ごみを集め、持ってこられると、これは何と、産廃扱いになってしまうようですね。ですから、わざわざ集めたけども、もう途中で捨てて帰ってくるよみたいな話があると昔聞いたことがあります。ですから、自治体によっては、そういう形で、ボランティアで引き揚げられたものについては、一廃で引き受けましょうということをやっているところがあると聞いたのですが、本当に国全体でこの辺の扱いをね、しっかり考ないといかんということはさんざん言ってきたのですが、まだ十分に検討はできてないと思いますね。海に浮いているものについては、ますますその意味では、位置付けが曖昧模糊としているということがあります。少なくとも海岸に漂着したものについては、可能な限り一廃として扱って、市町村の方で処理をするということを徹底していかないとですね、わざわざ捨ててまた捨てて帰って来るみたいなことになりかねない。その辺のことはあるかもしれませんね。いずれにしても、しっかり検討して必要なことを国でもちゃんと考えてくれという要望を出す必要もあるかとも思いますので、どうぞ御検討ください。

(田口課長技術補佐)

御助言ありがとうございます。

(浅野会長)

他に何かございませんでしょうか。いかがでしょうか。どうぞ柳瀬委員。

(柳瀬委員)

今の会長とそれから伊藤委員のお話があった内容の件と同じ考え方なんですけども、今御説明いただいたのは、いわゆる海岸漂着物ということが一廃か産廃かということなんですけども、それ以外に先ほど質問もありましたけども、いわゆる災害廃棄物、水害、あるいは地震の廃棄物は基本的に一般廃棄物扱いになりますけども、その実際の処理は産廃業者さんがやったり、指定産廃の施設に入って処理をしたりとかしているわけですよ。そうすると、この観点からすると、福岡県として、いろんな各県に、いわゆる公共関与型の焼却施設とか最終処分場とかを確保したりとかしているんですけども、福岡県としてはどう考えているのか。もう一つ109ページにエコタウンの事業概要でいろんなリサイクル、こういうのをやっていますけども、こういうところから出る残渣とか、かすというか、こういうものは産業廃棄物になると思うんですけど、これらの物が例えば、そういう公共関与型の焼却施設で焼却処理するとか、そういうお考え方っていうか、いわゆる公共関与型の施設の設置とかを検討してあるのか、あるいは今後されるのか、そういったお考えがあれば教え

ていただきたいと思います。

(浅野会長)

はい。これもなかなか答えにくいことかも知れませんが。

(高橋課長)

循環型社会推進課でございます。公共関与による処分場の設置につきましては、現在処分場が逼迫している状況ではございませんので、現状では、そういう公共関与の処分場をつくるというような考えを県としてはもってはおられません。

(浅野会長)

はい。よろしいでしょうか。他にございませんでしょうか。いかがですか。高橋委員どうぞ

(高橋委員)

お世話になっております。県会議員の高橋でございます。ちょっと私今不思議だなと思っていることがあって。これ、エアコン入っていませんか。なんか、何となくそんな気がする。真冬の季節に環境の話をしているのに、エアコンが入っているのはすごい違和感があるなと思って。すみません。入ってなかったらいいのですけど。ちょっと気をつけられた方がいいのかなと思って。

実は11月末頃ですね。私、県の視察で、インドに行ってきたんです。インドのニューデリーと福岡県は友好都市提携を結んでいる関係でその記念式典に行ってきました。その時に、そのインドというのは非常に皆さん御存知のとおり大気汚染が進んでいたりとか、環境汚染が非常に進んでいる中、県の、特に北九州地域は、経済発展をしながらも、昔、公害で苦しんだ場所が綺麗に生まれ変わっているというところで、本当に海外に行って、すごく実は福岡県が経験してきたことっていうのは非常に有益で、世界に行けばとてもいい情報になったりするのかなっていうのを感じております。今回その視察を通して、県と北九州の事例をしっかりとインドの環境改善につなげていくっていう話まで今進んでいるというふうに聞いております。そうした中で皆さんの取組というのは非常に世界からも注目されるようなものなのかなと思っております。

私が議員として、いろんな方と接する中で、河川を守っている方がいらっしゃって、その方から浚渫、掘削とかいろいろ県の事業、土木事業とかやっていく中で、それによって逆に環境に影響が出てしまうっていう話で、陳情を受けたりはするんですね。その都度いろんな話をさせてもらうのですけども、これちょっと県の皆様に御質問なのですけども、そういった意味で、今、土木事務所だったり、いろんな県が工事をするところで、その意見交換というか、そういったものというのはやっておられるのかだけちょっと教えてください。

(藤野課長)

県の自然環境課でございます。公共分野、取組としてはですね、公共工事の生物多様性配慮指針というものがございまして、自然環境課の方で取りまとめて各担当課にお示ししております。

それから、公共工事を行う際の生物多様性への配慮事例集を取りまとめて、公共工事の技術者の方々に情報提供しておりますほか、市町村を含めてでございますけれども研修会で説明を行っております。

(高橋委員)

ありがとうございます。引き続きいろんな意見を交換しながら、防災とか災害のためにしなくちゃいけない工事もある一方で、環境を守っていく必要がありますので引き続きよろしく願いいたします。以上です。

(浅野会長)

どうもありがとうございました。他にございませんでしょうか。森本委員何かございませんか。日頃やっておられることとか。

(森本委員)

あの講座数とかですね、啓発が大変効果を上げているということで、本当に喜しく思っていますけども、イベントのときにですね、エコファミリーをスマホにインストールしませんかって言ったら、若い方々すぐされるんですよ。本当に今の若い方々は、私達昔の文書とかあんなものよりも SNS とかですね、ああいうものでこういう情報を仕入れてられると思うのですが、この講座数とか、その啓発の中にも若いそういう本当に若い方々ですよ。20代30代ぐらいの方々をターゲットに、特に講座とか、どの世代をターゲットにしているのかをちょっとお聞きしたいと思うんですね。エコファミリーの世代っていうのも分かるなら教えて欲しいです。

(浅野会長)

はい。エコファミの属性までは確か情報としては集めてないですよ。

(吉川課長)

そうですね・・・。

(浅野会長)

ちょっとそこは、多分情報としてはないだろうと思いますね。施策として、若い人たちに対する発信どうしてるかと、そういう御質問だと思いますが、政策課長何か。

(吉川課長)

エコファミに登録していただくときには、簡単に市町村名と、あとは、年代ぐらいはお聞きしていますので、そこは何となく把握はできてくるものではございます。ただ具体的にどこまでというのは詳細には分からない。

(浅野会長)

はいどうぞ。

(中垣課長)

はい。補足で言いますと、若い人への情報のアプローチということで、実は昨年からです、環境部として新しく SNS のアカウントを Twitter、今は X というのですが、そちらの方で、環境の色々な情報を、ふくおか環境広報隊っていうことですね。

(森本委員)

広報隊？

(中垣課長)

広報です。広報する広報隊。Xの方でやったりとか、あるいは循環型社会推進課の方でもインスタグラムを使ったりとかで、いろんな若い方が見やすいような、SNS のツールも使って情報発信をしているところございます。

(森本委員)

そうなんですよ。分かりました。ありがとうございました。

(浅野会長)

はい。佐藤委員、どうぞ。

(佐藤委員)

九州工業大学の佐藤です。環境白書についての3ページ目のこどもエコクラブの登録者数がちょうど令和4年度199クラブと、最終年度の目標に近づいている状況になっているのですが、これに関して何か広報とかやって、ずっと上がってきたのですか。それともこれまでの呼びかけが、ようやく実を結んで、これになったのかというところをぜひ教えていただければと思います。

(浅野会長)

はい。いかがでしょうか。これはどこでしょうか。政策課ですね。

(中垣課長)

こどもエコクラブですね。幼児3歳から高校生までを対象にしております楽しみながら学び、できるようなクラブなのですが、いろんな団体、保育所だとかですね、学校、小学校だったり、いろんな団体がございまして、県の方といたしましても、いろんな集まりの団体に対して声かけを行いまして、そういうところでますます入ったりしていただくと数字が伸びたりして、実際そういったこともございます。例えば各自治体の方が頑張っていて、加入していただいているということもございます。

(浅野会長)

流通業界でもこどもエコクラブを社の方針としてねサポートするってやったださっているところもあって、結構それも成果が上がっているんですね。

森委員何かありますかよろしいですか。

(森委員)

はい。先ほど、資料5の3ページのところで、エネルギー、家庭のエネルギー消費量が新型コロナウイルス感染症の流行による外出自粛によって、消費量が増えたというふうにおっしゃいまして、それで、マイナスというところになっているのですが、コロナが落ち着いてきても、

皆さんの中に換気を行うことが浸透してきていると思いますので、その辺りはどのように換気と熱効率のバランスをとりながら、進めていかれることになっているのでしょうか。

(浅野会長)

これはいかがでしょうか。

(吉川課長)

はい。コロナ禍での換気とその省エネとどちらを優先するかという話にもなってしまうのかもしれませんが、やはり健康の方が優先されるべき話だとは思いますが。ただ今は、よくメーカーサイドの方ですね、エアコンが外気を導入して入れ替えてくれるというようなものも出てきております。ただ、県としてどうしなさいってところまでは、まだ明確には指示できてないという状況でございます。

(浅野会長)

よろしいでしょうか。とにかく機器を新しくしていただくと、10年前のを使っているものすごくエネルギーを使いますね。それが最近の機器に変わるだけでめちゃくちゃ減りますから、そういうことをやっぱり一方でしっかりやっついていかないですね。暑熱対策も大変な時代になってしまったから、空調を使うのはやめようっていう呼びかけはできないと思うんですよね。ですから古いのはもう早く替えてくださいねっていうのが一番手っ取り早いお願いかなと思ったりしますね。

(森委員)

そうですね。夏の熱中症対策。

(浅野会長)

もありますからね、どうしてもね。はい。横溝委員どうぞ。

(横溝委員)

失礼します。今日の議題とちょっとずれるかもしれませんが、この白書の135ページのところに、被害防除対策という文章が載っていますので、私、田主丸なんですが、農産物を生産するのにイノシシの害獣がすごいですよ。防除するために、網を張るといふ補助金も出しているのですが、その網にはプラスチック製品を使っているから、広い目で見たら、有害物質も網に使われている。だから猪がいなくなったらいいのには思うのですが、猟銃による退治、そういう部分にもうちょっと力を入れることができないのでしょうか、お尋ねです。

(浅野会長)

はい。これはあの、ちょっと御意見として、そういう御指摘があったということですので、もう1回また検討していただくということにしましょう。今すぐお答えは無理かもしれませんね。

(横溝委員)

それで結構です。ただ余りにもですね、イノシシの害でイノシシが好きなものはほとんど収穫できません。

(浅野会長)

そうですね。対策も大事ですけど、それによって伴うプラスチック公害の問題が広がっても困るしということもありましたね。ありがとうございます。

伊藤委員どうぞ。

(伊藤委員)

はい。時間がありますので、色々質問させていただいていますけど、今、2点あるんですけども、質問というかちょっと希望、コメントみたいな感じになりますけれども、例えば74ページに再生可能エネルギー導入ということで先ほど住宅のお話の省エネ住宅ということが出ましたけども、将来的にですね、発電というのがベースになっているからどうしても限定されますけど、太陽熱利用っていうのがあるんですよ。空気ですね。昔は水を使っていたけど今空気を利用して、家全体を温めるっていう技術があって、これかなり省エネなんですよ。そうすると暖房の費用が非常に浮くっていう。多分普及率が非常にまだ小さいので、あまりみんな御存知ないかもしれませんが。私が以前ちょっと研究がらみでそういう会社とつき合ったことがあって、太陽熱利用っていうのがありますので、将来的にそういったものを省エネの中に組み込むことができれば、そういう紹介をしていただければなというのが一つ希望です。

それからもう一つ先程高橋委員が、ちょっとインドの話が出て、ふっと思い出したんですけども、例えば省エネでEVを推進するっていうことであれば公共の公用車にEVを入れるんだっていう話がありましたけども、多分台数が少ないので今のところ全くそういう副作用みたいのが出てないと思うのですが、世の中がめちゃくちゃEVを導入してですね、かえって大気汚染を増してしまったというような記事を見かけて、それはEVだとやっぱり重量が重いんですよ。そうするとやっぱりアスファルトの削られる量が非常に多くなって、逆に大気汚染がひどくなっちゃった。これは昔札幌でですね、札幌だけじゃなくて寒冷地ですけども、冬になるとものすごい大気汚染なんですよ。それスパイクタイヤなんです。それでスパイクタイヤが廃止になって、今スタッドレ

スになっていますけども、それでもそういった現象が起こってくるってということで、思わぬところで副作用が起こる可能性もある。ということで、将来的に普及率が非常に高くなったときに、逆作用で環境悪化するってというようなことも少し念頭に入れたい欲しいなという希望です。

(浅野会長)

はい。ありがとうございました。これは御希望ということで承っておきましょう。他にございますか。よろしゅうございましょうか。

(藤光委員)

いいですか、じゃあ。

(浅野会長)

藤光委員、どうぞ。

(藤光委員)

今、伊藤委員からこの74ページの話だったので。ちょっとこれあまり言っていると自分自身の反省になってしまうのですが。私は専門が地熱なんですけども、白書に県内の再生可能エネルギーの発電設備の導入容量があります。御存知かどうか、九経連が主導しています地熱・温泉熱エネルギー産業化実務者会議というのがございまして、各県からその担当部署の方が参加して、年2回ですけれども、それぞれ地熱・温泉熱利用の導入件数の目標を立てて、その進捗状況とか、どうすると進むのか、というような議論をしており、今その座長を仰せつかっております。白書の74ページの表を御覧いただいておりますとお分りのとおり、地熱発電については、福岡県は0となっております。大分県、熊本県、長崎県、鹿児島県、あと、最近だと、宮崎県にはえびの高原がございまして、これらの県は発電という形で地熱資源を利用していますが、7県の中でいうと、福岡県と佐賀県は地熱発電という意味ではちょっと難しいです。その実務者会議の中で温泉利用、あるいは地中熱利用という項目がありまして、これについては福岡県からも導入件数というのが活動報告されています。で、なんですけども白書中ですと、地中熱利用という用語が出てくるのが、75ページの左の段の枠に囲まれている中の3対象分野の⑤の地中熱利用、ここに出てくるだけです。例えば先程ZEHの話がありましたけれども、今ZEHのひとつの選択肢として家庭用の地中熱利用があります。あと事業者のところになるかと思うんですけども、事業所における取組、こっちは多分ZEHではなくZEBの方だと思うんですけども、そういう大きいシステムの導入というような取組が福岡県内でも実際あるんですよ。そういう地中熱利用の例が、この白書に挙がってきてないというのが、我々自身の努力が足りないというように、自分の反省として返って来るといった話だったので。あともう一つ、この白書に挙がってきてない項目ですが、大分県、佐賀県は、地中熱で、農林水産、農業利用というのを進めておられて、そういう形で言うと福岡県はなかなか地中熱の農業利用というのが件数として伸びていないように感じます。地熱発電は仕方がないにしても、先ほど言いました地中熱利用、温泉熱利用という形での促進っていうのが進められるのではないかと感じました。

(浅野会長)

はい、ありがとうございました。確かに、ちょっと農業利用っていうのは言われてみると確かにありそうな感じがしますね。これまであまり真面目に議論したことありませんでしたので、ぜひきちんと議論をさせていただきたいと思っております。

ありがとうございました。他にございますか。よろしゅうございましょうか。

それでは、まだお気づきの点や御質問などございましたら、どうぞ遠慮なく事務局にお寄せいただければと思います。

本日の審議会としての議論はこのぐらいにさせていただきたいと思っております。今日は諮問事項、報

告事項について、活発な御意見いただきましてありがとうございました。この後、事務局からございましたらどうぞお願いいたします。

(増田企画広報主幹)

浅野先生、議事進行の方、ありがとうございました。委員の方々におかれましても、熱心に御審議いただきありがとうございました。当審議会の御意見を十分に踏まえ、今後の施策を進めてまいります。

それでは、これを持ちまして、令和5年度第2回福岡県環境審議会を終了いたします。本日はありがとうございました。